

# 「谷間世代」への支援を決定

## 臨時総会開催

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎ 045-211-7707  
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

2月22日、横浜情報文化センター情文ホールにて臨時総会が開催された。なお、総会に先立ち、司法研修所刑事弁護教官の妹尾孝之会員から修習についての報告がなされた。

### 【第1～3号議案】

懲戒処分を受けた会員等に対する民事事件及び家事事件の担当者又は候補者の名簿の登載措置について、新たに会規を制定し、併せて関連会規の一部を改正するという議案である。

懲戒処分を受けたこと等が民事事件及び家事事件の担当者等の名簿の登載に影響するという、業務に直結する内容であることから、活発な議論も予想されたが、質問も意見も出されず、圧倒的多数で可決された。

### 【第5号議案】

昨年2月に臨時総会で決議した「男女共同参画社会に向けての宣言」に基づき、具体的な施策を策定するという議案であり、圧倒的多数で可決された。

### 【第4号議案】

関東弁護士会連合会の理事長に就任した会員に対して活動費を支給する

### 【第6号議案】

◆議案の趣旨  
司法修習期間中に給与及び修習給付金の支給を

議事説明する村松副会長

2月3日、「人権シンポ in かながわ2019」において、第23回神奈川県弁護士会人権賞贈呈式が行われ、西野博之氏（NPO法人フリースペースたまりば理事長）と「非核市民宣言運動・ヨコスカ」の1個人1団体が表彰された。

## 第23回 神奈川県弁護士会人権賞

## 贈呈式

受賞者を囲んで

西野氏は、不登校児童の問題が社会に提起され始めた頃から、子どもたちの居場所作りに献身的に取り組んできた。1991年に「フリースペースたまりば」を開設、以後、生きづらさを抱える若者達、様々な障がいのある人達に、ともに地域で育ち合う場を提供するなどの活動を続けてきた。

西野氏は、「学校以外に学べる場を提供しよう」との思いから活動が続いてきた。しかしまだまだゴールではない。やるべき事は沢山ある。この受賞に恥じないようこれからも活動を続けていきたい。」と語った。

「非核市民宣言運動・ヨコスカ」は、1972年に米空母ミッドウェイ

（須山 園子）

通常総会開催（予定）のお知らせ  
日時 2019年5月30日（木）  
場所 関内ホール 小ホール



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

ないおそれのある会員に対する配慮の必要性、本制度が施行された後も引き続き国に対して問題提起を続けていく必要性等を指摘する意見が出された。

### ◆採決

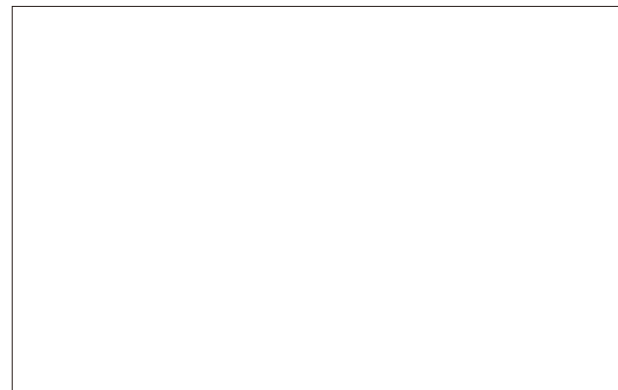
執行部が受給要件についての規定を修正した上で議案を再提案し、圧倒的多数で可決された。

### 【第7号議案】

「谷間世代問題」の是正を求める総会決議の件につき、全会一致で可決された。

（会員 須山 園子）

採決の様子



## 山ゆり

4月。新元号も「令和」と発表されて、社会全体が「新しい」感じのする今日この頃である。私自身も、今月から1年間、全く初めての環境に身を置くことになった▼次から次へとやるべきことが押し寄せてきて、洗濯機の中で攪拌される洗濯物になった気分であるが、やっぱり1日は24時間しかない。「あれもこれも」完璧にやることなど到底無理な現状では、「これだけは」ということに注力するしかない▼「これだけは」が何かは人それぞれであろうが、私にとっては「自分も周りも上機嫌でいられること」。

（須山 園子）

## 映画「新・あつい壁」上映会 及び 講演「死刑廃止に向けた 日弁連の取り組み」

2月3日、横浜市開港記念会館において、「人権シンポ in かながわ2019」が開催された。今年も、映画上映会、講演会、シンポジウムと、多彩なプログラムが用意され、いずれも大盛況であった。

刑事法制委員会の主催により、映画「新・あつい壁」の上映会を行った。映画は実話に基づくもので、駆け出しの記者がかつて熊本で起こった死刑事件に興味を持ち、関係者に取材をする中で、被告人がハンセン病患者であつたために、差別と偏見から確たる証拠もなく隔離病棟内での特別法廷で有罪となり、死刑執行された経過を知るといふストーリーである。差別の根深さ、死刑冤罪の深刻さについて考えさせられる内容であり、「真実」というのは、正義があつてこそ初めて真実たりうる」というメッセージが重く胸に残つた。同映画の監督の中山節夫氏にもご来場いただいた。

講演する小池弁護士

続いて、小池振一郎弁護士（日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本

部副本部長）から、「死刑廃止に向けた日弁連の取り組み」と題する講演があつた。日弁連の取組状況だけでなく、死刑冤罪・誤判の問題、ゴーン氏逮捕等をめぐり国際的に注目される日本の刑事司法の問題、昨年のオウム事件死刑確定者の処刑、国際社会からの勧告状況など、死刑に関して幅広い視点から説明がなされた。

最後に、短時間ながら質疑応答の時間を設け、世論調査の方法の問題点に関する質問などが寄せられた。開港記念会館の講堂1階が埋まるほどの盛況で、死刑問題に対する市民の関心の高さを実感する企画となつた。

（会員 海渡 双葉）

### シンポジウム

## 若者が危ない

### ～成年年齢引き下げに伴う消費者教育のあり方～

消費者問題対策委員会  
は、標記シンポジウムを  
開催し、約60名の参加が

あつた。  
基調報告の後、県内の  
高校・大学を対象とした  
アンケート

の結果報告  
を交えなが  
ら、学習院  
大学山下純  
司教授、平  
澤慎一弁護  
士、村川ま  
り子消費生  
活相談員に  
よるパネル  
ディスカッ  
ションが行

ディスカッションに臨むパネリスト  
（左から山下氏、平澤氏、村川氏）

われた。

山下教授からは、法改正に対する一定の消費者保護施策が施されてお  
り、取引経験を増ませながら18歳・19歳の社会的成熟を促すべきであること、契約前によく考えること及び契約後に問題が生じた場合には、専門家に相談することを教育すべきである等の意見があつた。

平澤弁護士からは、18歳・19歳が未成年者取  
消権を失うことに対する消

費者保護施策が不十分であり、新たな取消権の創設などの法改正が必要であること、消費者教育推進法に基づき、より一層の消費者教育を推進していくべきである等の意見があつた。

村川相談員からは、実際の相談事例の報告や消費生活センターの予算不足といった相談現場からの意見があつた。

小野仁司消費者問題対策委員会委員長による閉会の挨拶では、積極的に消費者教育に取り組んでいく旨の決意表明がなされ、盛況のうちに本シンポジウムは終わった。

（会員 高橋 義忠）

### 講演

## 「成年後見制度」及び

## 無料相談会

高齢者・障害者の権利に関する委員会は、人権シンポにおいて、「成年後見制度」に関する講演及び成年後見相談を行った。

講演は横浜市開港記念会館1号室で開催されたが、これには60名を超える市民の参加があり、盛会であつた。講演の内容は次のとおりである。

まず、昨年3月に設置された当会の成年後見センター「みまもり」の事業内容・取組を内嶋順一会員が紹介した。

次に、高橋慶会員が成

年後見制度一般の内容と  
後見制度への市民の認知  
する講演を行った。成年  
度は年々高まっているも

の、  
その理  
解があ  
まり深  
い部分  
までは  
及んで  
いない  
状況に  
ある。  
近時、  
市民の  
講演へ  
の二一  
ズも成  
年後見

制度に対するより深い理  
解を助けることにあると  
いえる。この講演は、そ  
のようなニーズに応え、  
民法等の法律の条文その  
ものの解説を行うという  
よりも、具体的な事例を  
多数紹介し、当該事例に  
おいて成年後見制度がど  
のように機能し、どのよ  
うな解決が図られるのか  
を解説するものであつた。

また、成年後見相談で  
は、事前申込み及びシン  
ポジウム来場者からの申  
込みを合わせ、多数の相  
談を受けることとなり、  
こちらも盛況であつた。

講演を行う高橋会員

これらの人権シンポで  
の成果を生かし、成年後  
見センター「みまもり」  
の運営がより活発に行わ  
れることが期待される。

（会員 山川 英夫）

### シンポジウム

## 18歳を

## 『大人』とすべきか？

子どもの権利委員会の  
主催で標記シンポジウム  
が開催された。

まず、浅井崇裕会員が

ら、少年法の手続の流れ  
と法制審議会少年法・刑  
事法部会の審議状況の基  
調報告があつた。少年犯

法の適用年齢を引き下げ  
る必要があるかという指  
摘があつた。

続いて、西鉄高速バス

体験を語る山口氏

罪が減  
少し、  
現行少  
年法の  
手続や  
処分が  
有効に  
機能す  
る中、  
民法に  
合わせ  
て少年  
引下げに反対していた。

その後、神奈川県中央  
児童相談所の鈴木浩之  
氏、高等学校教育会館教  
育研究所特別研究員の金  
澤信之氏も交えて、コー  
ディネーターの山崎健一  
会員による進行のもと、  
子どもが置かれる現状と  
18歳前後の子どもの実  
像、現場で必要とされる  
18歳・19歳に対する取組  
民法の成年年齢・少年法  
の適用年齢引下げが現場  
にもたらす影響につい  
て、それぞれの立場から  
の指摘があつた。

当シンポジウムは83名  
の参加で盛況に終了し、  
少年法の適用年齢の引下  
げについて、参加者が考  
える契機になったと思つ  
た。

（会員 田邊 麻耶）

# 人権シンポ in かながわ2019

平成30年度常議員会

# 正・副議長退任挨拶

## 常議員の真剣な眼差し

議長 伊藤 信吾

常議員会議長を1年間 議員の皆様の実心な眼差しと、事前に十分に資料

を読み込んで来られて、細かな部分にも目の行き届いた質疑が素晴らしい、また、頼もしく感じた1年であった。

私自身は、議論というのは2時間が限度という意識があるので、17時終了を目指して議事を進めようとしたが、重い議題も多く、私の拙さもあった、18時を過ぎることもあり申し訳なく思っている。もともと、今年の常

議員会は出席率も高く、様々な意見を頂戴することができたと思う。

議長としては、谷間世代への支援策の議論が一番、思いが深い。執行部も様々な角度から丁寧に議案を練られていたし、多くの会員が賛否はともかく自分自身の問題としてとらえ、真剣に議論していたのを見ると、会全体として会員を大切にすることを十分に感じることができ、神奈川県弁護士会の伝統を感じた。

なお、議長は、1年に1回は欠席をして、副議長に代理議長としての見聞を感謝申し上げたい。

## 退任のご挨拶

今年度は担当理事者として

副議長 徳田 暁

まさかの常議員会副議長職も、はや1年が経過し、無事退任を迎えることができた。平成30年度の常議員会は、特に若手の常議員が積極的に発言され、一つの議案に1時間を要することもあるほどの熱のこもった議論が交わされる一方で、議長の確かな議事進行の下、概ね6時前には議事

せ場を作るのが慣例と聞いていたが、徳田副議長が笑いながら「そんな慣例はない！」と言ったので、見せ場を作ることができなかった。その点が、心残りであるが、1年間、常議員会速報を丹念に作成してくれた副議長にはこの場を借りて、深く感謝する次第である。

個人的には、副会長のお名前を間違えたり、議題の順番を間違えたり、反省する点も沢山あるが、ともかく1年が終わってほっとしている。ご協力頂いた皆様に、1年間を感謝申し上げます。

することが決まっている。前年度とは立場は異なるが、前年度の経験を活かして、担当理事者として、分かりやすい説明と応答を心がけることで、常議員から質問や意見が出やすい雰囲気づくりを心掛けたいと思う。

ともあれ、1年間の常議員会副議長職の経験は貴重であった。速報を出すたびに、誤字等を指摘される頼りない副議長であったが、そのような私を温かい目で見守ってくれた議長や会長、副会長、何よりも会員の皆様のおかげで乗り切れたことに心から感謝をしたい。

## 「自衛隊は必要」と考えるあなたへ ～でも、「憲法に明記」はこんなに危険～

シンポジウム

人権シンポジウムかながわ 2019において、憲法問題対策本部、人権擁護

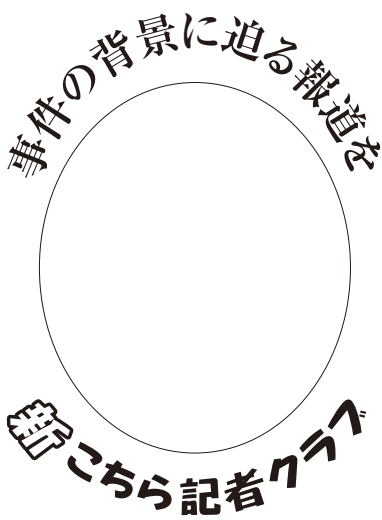
委員会の主催により、標記シンポジウムが開催された。

ディスカッションの様子（左から福田会員、長谷部教授、半田氏）

まず、早稲田大学法学部教授の長谷部恭男教授より「憲法に自衛隊を書かないことの意味」と題する講演が行われた。その講演では、近代立憲主義、憲法9条の解釈、憲法9条に自衛隊の現状を明記することの問題点、緊急事態条項の問題点、憲法の意義等について聞くことができた。

次に、東京新聞論説編集委員の半田滋氏より「いま軍隊化する自衛隊」と題する講演が行われた。その講演では、自衛隊を憲法に明記しないことの意味、憲法に自衛隊を書き込むことによる変化等を改めて学ぶことができた。また、今後も継続して憲法を学んでいきたいと感じるシンポジウムであった。

（会員 小林 展大）



しつじと受容していた部分が「あつた」といふ殺人罪に問われた少年に2月、横浜地裁は懲役4・7年の不定期刑を言い渡した。公判で明らかにしたのは、少年に対する父親の暴力と面談DV。弁護士側は「家族の病理が引き起こした事件だ」と訴えた。

というが、児童相談所や警察への相談はしなかった。情報流出を恐れていたことだった。子どもへの虐待や面

年も「しつじだと思つていた」と証言している。虐待と分かっても通報する術を知らない子どももいる。

子どもや周辺の大人たちに、「何が虐待で、どのような手段を取ればいいのか」といった報道を絶えず続けないと重要性に気づかされ

公判を通じて、殺害に至らない道はなかったのか、と心を痛めた。少年は学校の教諭やバイト先に相談していた

前DVの事案は後を絶たない。幼少期から虐待を受けていると、それを当たり前と考えてしまつこともある。少

（朝日新聞・横浜総局 飯塚 直人）

# 初志貫徹？有言実行？結果論？ 芳野執行部の実態

平成30年度理事者から

## 最後の挨拶



3月31日をもって、芳野執行部の任期が無事終了した。なんとか任期を終えることが出来たのは、優秀な弁護士会事務局の皆様と各委員会等を通じて様々な形で支えていただいた会員の皆様のおかげに他ならない。

芳野会長は、就任時に会員の皆様が頑張れる環境を作りたい、言うべきことを言う、若手会員の支援、会員全体で協力して依頼者の方々から信頼される会を作るといったことを抱負として述べられた。

こういった抱負に基づいてか基づかずか、芳野執行部では、会員が頑張れるよう人権救済事件に対する調査日当支給を決め、多数の会長声明・談話で言うべきことを言

い、若手会員の支援のため貸与制世代会員に対する支援金給付を決め、信頼確保のために懲戒処分を受けた会員等に対する民事・家事事件に関する担当者等の名簿登載についての措置に関する会規を制定した。若干無理やり感もあるが、意外にも抱負に沿った内容であることに驚きを隠せない。

その他にも会員連絡文書や会議のペーパーレス化に向けた土台作りを行うなど、限られた時間の中で一定の成果を挙げられたのではなかろうか。

さて、せっかくの機会なので、一年間を振り返り、末席の副会長が抱いた芳野執行部の面々の印象を紹介させていただきたい。

まずは会長。いつもニコニコ芳野会長。会長の笑顔に支えられ、困難な理事者会の議題も乗り切ることができた。

執行部間における表面的な対立もなく、一年間を終えることができたのは、会長の持つ雰囲気

の賜物。本当はいろいろな言いたいこともあっただろう

けど、副会長に自由にやらせようと我慢をしていたに違いない。きっといっぱいストレスが溜まったでしょうから今後大いに発散してください。

続いて豊島筆頭副会長。譲れないところは譲らない、そんな氣質が議事進行からもヒシヒシと伝わってくる。でも、結構譲ってもらったかも。

総会で反対票を投じることなく終わって一安心。なんとなくこんな感じではないかな、と手を抜こうとしたら、疲れてくるという加減になりがち（私だけ？）なところを最後まで引き締めてくれました。

まさかの常議員会担当議案否決というトラウマから解放されることをお祈りしています。

村松副会長。就任早々にウィーンへ外遊に行ったツケは2月にやってきた。因果応報、楽あれば苦あり。2月の村松総会お疲れ様でした。熱い気持ちで執行部を引っ張りまくってくれました。やり残したことがまだまだありそう。今後の弁護士会もよろしく願いします。

池田副会長。温厚そう

な見た目以上に温厚な人格者。温厚すぎて冬でも上着はいらぬ男。支部出身ながら最多の委員会を担当し、会長声明その他多数の起案を担って

## 第12回

## 市民会議開催される

2月19日、当会会館にて、第12回神奈川県弁護士会市民会議が開催された。

市民会議は、市民からの要望、意見を広く聴取り、当会の活動、運営に

反映させることを目的に、地域の様々な分野から委嘱された10名以内（現在は8名）の委員を構成員として、年に2回ないし3回開催されている。今回は、年度替わり

の時期の開催であったため、当会からは現執行部に加え次期執行部も参加した。

初めに二つ目のテーマである「地域司法の拡充に関する弁護士会の取組み」について、子ども

の権利委員会委員長の庄司宗弘会員及び同委員会委員の金子祐子会員から、児童虐待における児童相談所と弁護士の取組の紹介がなされた。

市民委員からは、児童相談所における弁護士の役割に対する期待が寄せられるとともに、児童相談所に派遣される弁護士の数は十分であるか、派遣される弁護士の専門性はどのよう確保しているのかといった質問がなされた。

会議の様子

市民委員からは、家庭裁判所増設の必要性は理解できるものの、一般の市民の関心が必ずしも高い分野ではないとの指摘がなされ、家庭裁判所と関わりのある社会福祉協議会などの団体や政治家への働きかけが有効ではないかとの提案がなされた。

(会員 滝島 広子)

## 会員研修会

## 労災認定を得るために 気を付けるべき点

2月18日、人権擁護委員会働く人部会主催で、笠置裕亮会員を講師に招き、標記テーマで研修会を行った。昨年も同会

を学べる機会はなかなかなく、今回の研修会でも65人という多くの会員の参加があった。

研修では、労災保険制度の概要から始まり、労災保険請求にあたっての給付基礎日額や補償内容など、具体的な制度の説明や依頼者への経済的フォローについて

も解説があった。

また、意見書や証拠説明書の書式が資料として示され、認定基準へのあてはめなどの書くべき点や、

労基署が関心を持つ

ているのがどこか、証拠としてどういったものが必要なのか等、具体的にイメージすることができた。

更に、労災認定を得るため欠かせない証拠収集の解説も充実していた。パソコンデータの保全のためにPC技術者やカメラマンを同席させることがあると聞き、入念に準備する必要性を感じた。

他にも、参考となる裁判例や書籍が紹介されるなど、労災事件を扱う弁護士にとって非常に有益な研修会であった。

(会員 鈴木 兼一郎)

十県会正副会長会議前の熱海大観荘にて

## 編集後記

色紙に書かれた見慣れた元号を目にしてから早や30年。いつの間にか昭和より長い付き合いになった平成が4月で終わる。というところで、平成最後の弁護士会新聞をお届けします。本号を最後に、当班から須山、青山の両記者が執行部に出向(?)となりま

す。益々のご活躍を祈念しつつ、理事者室からのお便りをお待ち申し上げます(締切厳守で！)。

デスク 久保 義人  
記者 土居 久子  
須山 園子  
久保田 辰  
飯島 麻樹  
田鍋 智之  
青山 良治